

後見関係事件申立費用一覧表

横浜家庭裁判所

- ※申立手数料と登記手数料は収入印紙で納める
 ※申立手数料と登記手数料はそれぞれ分けて準備する

成年後見等に関する審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
後見開始（成年後見）	・ 予納郵便切手 500円×3枚, 84円×10枚, 50円×20枚, 10円×10枚, 5円×4枚, 1円×10枚 合計3,470円
	・ 申立手数料 800円 ・ 登記手数料 2600円
保佐開始	・ 予納郵便切手 500円×5枚, 84円×10枚, 50円×20枚, 10円×13枚, 5円×4枚, 1円×10枚 合計4,500円
	・ 申立手数料 800円 ・ 登記手数料 2600円
補助開始	・ 予納郵便切手 500円×5枚, 84円×10枚, 50円×20枚, 10円×13枚, 5円×4枚, 1円×10枚 合計4,500円
	・ 申立手数料 800円 ・ 登記手数料 2600円

未成年後見に関する審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
未成年後見人選任	・ 予納郵便切手 500円×3枚, 100円×6枚, 84円×10枚, 10円×20枚, 5円×6枚, 1円×20枚 合計3,190円分
	・ 申立手数料 800円（未成年1名につき）

任意後見契約法に規定する審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
任意後見監督人選任	・ 予納郵便切手 500円×3枚, 84円×10枚, 50円×20枚, 10円×8枚, 5円×4枚, 1円×10枚 合計3,450円
	・ 申立手数料 800円 ・ 登記手数料 1400円

同意権・代理権付与審判事件（取消含む）

事 件 名	必 要 な 費 用
同意を得なければならない 行為の定め・代理権の付与	・ 予納郵便切手 500円×2枚, 210円×2枚, 140円×1枚, 84円×10枚, 10円×12枚, 5円×4枚 合計2,540円（保佐・補助の開始申立と同時に申立であれば不要）
	・ 申立手数料 各800円（保佐・補助の開始申立と同時に申立であっても必要） ・ 登記手数料 1400円（保佐・補助の開始申立と同時に申立であれば不要）

成年後見人等選任審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
成年後見人（保佐人，補助人，監督人）選任	・ 予納郵便切手 500円×2枚, 210円×2枚, 140円×2枚, 100円×3枚, 84円×10枚, 10円×13枚, 5円×6枚 合計3,000円
	・ 申立手数料 800円

成年後見人等辞任許可審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
成年後見人（保佐人，補助人，監督人）辞任許可	・ 予納郵便切手 500円×2枚，210円×2枚，140円×1枚，84円×6枚，10円×10枚，5円×4枚 合計2,184円
	・ 申立手数料 800円 ・ 登記手数料 1400円

成年後見人等辞任許可・選任審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
成年後見人等辞任許可，成年後見人等選任	・ 予納郵便切手 500円×4枚，210円×2枚，140円×2枚，100円×3枚，84円×10枚， 10円×14枚，5円×6枚 合計4,010円
	・ 申立手数料 1600円 ・ 登記手数料 1400円

後見・保佐・補助開始審判取消事件

事 件 名	必 要 な 費 用
後見等開始審判の取消	・ 予納郵便切手 500円×2枚，210円×2枚，140円×2枚，100円×2枚，84円×10枚， 10円×15枚，5円×4枚 合計2,910円
	・ 申立手数料 800円

特別代理人・臨時保佐人・臨時補助人選任審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
特別代理人等選任 (遺産分割・抵当権設定)	・ 予納郵便切手 84円×10枚，10円×6枚 合計900円
	・ 申立手数料 800円

成年後見人等に対する報酬付与審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
成年後見人等に対する報酬の付与	・ 予納郵便切手 84円×1枚 合計84円
	・ 申立手数料 800円

居住用不動産処分許可審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
成年被後見人等の居住用不動産の処分についての許可	・ 予納郵便切手 84円×1枚，10円×1枚 合計94円
	・ 申立手数料 800円

成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑託審判事件（取消・変更含む）

事 件 名	必 要 な 費 用
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑託	・ 予納郵便切手 500円×2枚，84円×3枚，5円×1枚 合計1,257円 ※囑託先が複数の場合は，囑託先が1か所増えるごとに84円1枚追加
	・ 申立手数料 800円

成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予納郵便切手 84円×1枚 合計84円 ※後見手続が継続している場合、現在の後見人1人につき1089円分（内訳：500円2枚，84円1枚，5円1枚）追加。 ※嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1か所増えるごとに84円1枚を追加
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立手数料 800円
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予納郵便切手 84円×2枚 合計168円 ※郵便物等の回送を受けている成年被後見人以外の者が申立をする場合、1089円分（内訳：500円2枚，84円1枚，5円1枚）追加。 ※成年被後見人が複数の場合は、成年被後見人が1人増えるごとに1089円分（内訳は、上記と同様）を追加。 ※嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1か所増えるごとに84円1枚を追加
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立手数料 800円

成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可審判事件

事 件 名	必 要 な 費 用
火葬契約締結，その他相続財産の保存に必要な行為についての許可申立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予納郵便切手 84円×1枚 合計84円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立手数料 800円